

ふくいの党サポーター規則

第1条（目的）

本規則は、ふくいの党サポーター（以下「サポーター」とする）に関し、ふくいの党規約により委任を受けた事項を実施するために必要な事項を定める。

第2条（サポーターの登録手続き）

サポーターへの登録は、登録希望者が本規則に同意の上、党のWEBサイト又は党指定の方法で登録を申請し、事務局が登録の申請を承認した時点において完了する。ただし、サポーターへの登録は、18歳以上の者に限る。

2 サポーター内での重複申込又は登録が判明した場合は事務局により1つの名義に統合する。

第3条（年会費やその他の会費）

サポーターの年会費は、実験運用期間においては、これを徴収しないものとする。ただし、サービスの維持・充実または運営上必要と認められる場合には、サポーターへの事前の告知をもって、年会費やその他の会費を設定することができる。

第4条（譲渡等の禁止）

サポーターは、会員として有する権利について、第三者に譲渡、売買、名義変更、質権の設定等の行為をしてはいけない。

第5条（禁止事項）

サポーターは、以下の行為をしてはならない。

- ①政治倫理に反する行為及び党の名誉や信頼を傷つける行為
- ②法令または公序良俗に違反する行為
- ③犯罪行為に関連する行為
- ④本サービスの内容等、本サービスに含まれる著作権、商標権ほか知的財産権を侵害する行為
- ⑤党、他のサポーター・フォロワー、またはその他第三者のサーバーまたはネットワークの機能を破壊したり、妨害したりする行為
- ⑥本サービスによって得られた情報を商業的に利用する行為
- ⑦党のサービスの運営を妨害するおそれのある行為
- ⑧不正アクセスをし、またはこれを試みる行為
- ⑨サポーターに関する個人情報等を収集または蓄積する行為
- ⑩不正な目的を持って本サービスを利用する行為

- ⑪本サービスの他のサポーターまたはその他の第三者に不利益、損害、不快感を与える行為
- ⑫他のサポーターに成りすます行為
- ⑬党が許諾しない本サービス上での宣伝、広告、勧誘、または営業行為
- ⑭本サービスに関連して、反社会的勢力に対して直接または間接に利益を供与する行為、その他、党が不適切と判断する行為

第6条（利用制限および登録抹消）

党は、サポーターが以下のいずれかに該当する場合には、事前の通知なく、サポーターに対して、本サービスの全部もしくは一部の利用を制限し、またはサポーターとしての登録を抹消することができる。

- ①本規約のいずれかの条項に違反した場合
- ②登録事項に虚偽の事実があることが判明した場合
- ③会費等の支払債務の不履行があった場合
- ④党からの連絡に対し、一定期間返答がない場合
- ⑤本サービスについて、最終の利用から一定期間利用がない場合
- ⑥その他、党が本サービスの利用を適当でないと判断した場合

2 党は、本条に基づき党が行った行為によりサポーターに生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

第7条（本サービスの提供の停止等）

党は、以下のいずれかの事由があると判断した場合、サポーターに事前に通
知することなく本サービスの全部または一部の提供を停止または中断するこ
とができる。

- ①本サービスにかかるコンピュータシステムの保守点検または更新を行う場合
- ②地震、落雷、火災、停電または天災などの不可抗力により、本サービスの提供が困難となった場合
- ③コンピュータまたは通信回線等が事故により停止した場合
- ④その他、党が本サービスの提供が困難と判断した場合

第8条（サポーターの退会手続き）

サポーターは、党のWEBサイト又は党指定の退会書面にて退会手続きを行う
ことで退会できる。

第9条（免責事項）

党は、本サービスに起因してサポーターに生じたあらゆる損害について、党
の故意又は重過失による場合を除き、責任を負わない。

2 党は、本サービスに関して、サポーターと他のサポーターまたは第三者との間において生じた取引、連絡または紛争等について一切責任を負わない。

第10条（サービス内容の変更等）

党は、サポーターへの事前の告知をもって、本サービスの内容を変更、追加または廃止することがあり、サポーター・フォロワーはこれを承諾するものとする。

第11条（本規則の変更）

党は以下の場合には、サポーターの個別の同意を要せず、本規則を変更することができる。

- ①本規則の変更がサポーターの一般の利益に適合するとき。
- ②本規則の変更が本サービス利用規則の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2 党はサポーターに対し、前項による本規則の変更にあたり、事前に本規則を変更する旨及び変更後の本規則の内容並びにその効力発生時期を通知する。

第12条（個人情報の取扱い）

党は、本サービスの利用によって取得した個人情報を、党の個人情報取扱に指針に従い適切に管理する。

附則第1条 本規則は令和7年7月30日より実施する。